

いとう輝彦後援会規約

第1条（名称）

本会は、いとう輝彦後援会と称する。

第2条（事務所所在地）

本会の事務所は、愛知県知多郡阿久比町大字福住字高根台36番地の12に置く。

第3条（目的）

本会は、いとう輝彦の政治活動を支援し、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配付
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第5条（会員）

本会は、第3条の目的に賛同し、入会を申し出た者をもって会員とする。

第6条（役員）

本会に次の役員をおく。・会長1名 ・事務局長1名 ・会計責任者1名

第7条（経費）

本会の経費は、自己資金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

第8条（会計年度及び会計監査）

本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

附則

本規約は、令和4年12月1日より実施する。